

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月3日
【会社名】	株式会社ホッコク
【英訳名】	HOKKOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 泰昌
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目11番10号
【電話番号】	03-5695-2001(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 青池 啓忠
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目11番10号
【電話番号】	03-5695-2005
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 青池 啓忠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,190,341円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 62,767,341円 (注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行なわれない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	443個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	1,190,341円
発行価格	新株予約権1個につき2,687円(新株予約権の目的である株式1株当たり2.687円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年8月19日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ホック 管理本部 総務部 総務課 東京都中央区日本橋人形町三丁目11番10号
払込期日	平成22年8月19日(木)
割当日	平成22年8月19日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 築地支店

- (注) 1. 第2回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下「本新株予約権発行」といいます。)については、平成22年8月3日(火)開催の当社取締役会決議によるものです。
2. 申込期間、払込期日及び割当日は、平成22年8月3日(火)開催の当社取締役会により、決議されております。
3. 申込み方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ホックコ 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により、当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を総称して「交付」という。)する数は、1,000株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式443,000株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。</p> <p style="text-align: center;">調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率</p> <p>また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分(ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く。)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権に係る取締役会発行決議の前日の株式会社大阪証券取引所が公表した当社普通株式の終値を基準として8.55%ディスカウントした139.00円とする(以下「当初行使価額」という。)ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満に端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき、その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>62,767,341円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成22年8月19日から平成23年8月18日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ホックク 管理本部 総務部 総務課 東京都中央区日本橋人形町三丁目11番10号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 築地支店
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。 2. 当社は、本新株予約権者行使請求により新株式が交付された時点が平成22年9月6日を過ぎるまで、当社の承諾なしに売却等の処分をしないことを条件に新株式を交付することで、希薄化の進捗を弱め株価に不安定要素を排除した規定を設けております。 3. 当社は本新株予約権者に対し、15営業日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使停止期間」という。)を指定することができる。 4. 前号にかかわらず、当社が別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。(なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。)
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、権利行使開始日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者及び登録新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、本新株予約権者から第三者への譲渡が承認された場合でも、別記「新株予約権の行使の条件」欄に定める行使制限を適用する。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p>

	<p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれが遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
3. 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行に伴い、平成21年6月26日開催の第22回定時株主総会で承認された当社定款の定めに従い、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
4. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
62,767,341	- 注1	62,767,341

(注) 1. 本新株予約権の発行にかかる諸費用は、本新株予約権の発行とあわせて決議した第三者割当の方法により発行される株式の発行(以下「本第三者割当増資」といい、本新株予約権発行と併せて「本第三者割当増資等」といいます。)にかかる諸費用に一括して計上しているため、便宜上0円として計算しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本第三者割当増資等の諸経費は、割当予定先の紹介等に係る対価としてマーチャント・バンカーズ株式会社(以下「MBK」といいます。)に支払うアレンジャー費用、弁護士費用、提出書類の作成費用、登記関連費用及び印紙代等であり、概算27,000,000円を予定しております

その具体的内訳は以下のとおりです。なお、その他の費用には、新株予約権価格の算定費用、調査費等には割当予定先及び割当予定先の役員、主要株主(主な出資者を含みます。)、割当予定先の親会社及び子会社が反社会的勢力とは一切関係がないことを調査する費用等を想定しております。

アレンジャー費用：20,000,000円

弁護士費用：3,000,000円

登記関連費用：概算2,000,000円(新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、金額が減少致します。)

その他の費用：2,000,000円

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少致します。

5. また、新株予約権の発行にかかる払込金額は、払込日に払込取扱場所の当社普通預金口座に払い込まれる予定であり、新株予約権の行使にかかる払込金額は、割当予定先の新株予約権行使に伴い、随時上記預金口座に払い込まれる予定です。また、当該資金の支出実行までの間は、当社普通預金口座にて適切に管理致します。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の発行及びその権利行使による調達資金の使途は、以下のとおりです。

資金使途	金額(概数)	支出予定時期
事業運転資金	62百万円	平成22年9月から平成23年8月

(注) 1. 上記の手取金は全額海外取引の際に開設したL/C(信用状)の決済資金や当社直営店の経費支払い等のための事業運転資金として使用します。当社は前期より海外からの食材・食品の輸入および三国間貿易を積極的に進めてまいりましたが、海外取引の仕入決済をL/C(信用状)を開設することにより行っております。このL/Cの決済資金や直営店の運営に際し発生する賃料や人件費など事業運転資金が必要となります。この事業運転資金として本第三者割当増資のうち新株予約権の発行およびその行使による手取り金をあてる予定です。

2. 本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、上記事業運転資金については自己資金や金融機関等からの借入金をあてる予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成22年8月3日開催の取締役会にて、本新株予約権発行のほか、第三者割当の方法による新株発行（本第三者割当増資）を決議しております。

本第三者割当増資の概要は以下の通りです。

- (1) 発行新株式数：普通株式 2,877,000株
- (2) 発行価額：1株につき 金139円
- (3) 発行価額の総額：399,903,000円
- (4) 資本組入額：1株につき 金70円
- (5) 資本組入額の総額：201,390,000円
- (6) 募集又は割当方法：第三者割当の方法による
- (7) 申込期間：平成22年8月19日
- (8) 払込期日：平成22年8月19日
- (9) 割当予定先及び割当株式数：

Able Success Limited	2,302,000株
Best Goal Limited	575,000株

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	マーチャント・バンカーズ株式会社	
本店の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテルタワー	
届出書提出日において既に提出されている直近の有価証券報告書等の提出日	第86期有価証券報告書(平成21年4月1日から平成22年3月31日)	平成22年6月25日(関東財務局長に提出済み)

b. 提出者と割当予定先との関係

当社との関係等	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は、当該割当予定先との間で中国での事業パートナー選定等のアドバイザー契約を締結しています。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、外食業界における激しい顧客獲得競争を生き残るために、現状の原材料生産工程の効率化による生産コストの削減及び飽和が進んでいる国内外食業界に留まらず、海外での新たな収益源獲得による収益拡大で財務基盤の強化を実現することが急務であると認識しており、今後の海外事業展開として、中国を含む東アジア地域への進出を計画しております。そして、本年5月1日に開幕した上海万博への「多膳客(どさん子)」ラーメン店の出店は、かかるアジア地域への進出のための最も重要な足がかりであると位置づけております。上海万博には、中国全土のみならず、近隣アジア諸国からも7,000万人の来場者を誘致する予定で、平成22年7月20日時点での来場者数は約3,000万人(上海万博執行委員会発表)であり、上海万博に出展した「多膳客(どさん子)」ラーメン店の業績は好調に推移しております。このような状況は、当社の今後の東アジア地域への事業展開にとって、またとない好機であると考えております。したがって、当社は、かかるタイミングで、設備、運転資金及び中国進出のため事業資金の調達を実現するのみならず、当社の今後の中国での事業展開のためのビジネスネットワークを構築し、また、中国での飲食店経営ノウハウを獲得したうえ、これらの事実を日本及び中国内でアピールすることが必要不可欠であると判断致しました。

そこで、日本と中国とを結ぶマーチャント・バンキング事業及び両国のシナジーを活かしたオペレーション・マネジメント事業を中核とするMBKに、上記条件を満たす投資家の紹介を依頼すべく、平成22年2月、MBKとの間でアドバイザー業務委託契約を締結しました。同契約において当社はMBKに対し、当社の財務戦略にのっとり、当社と業務提携もしくは資本提携をする可能性のある候補者の紹介、取引形態に係る助言、交渉の手配や立会、諸手続きに関する助言や外部専門家の紹介などの業務を委託いたしました。そして同契約に基づき、当社は、MBKから、本第三者割当増資の割当予定先としてAble Success Limited(以下「ASL」といいます。)及びBest Goal Limited(以下「BGL」といいます。)の紹介を受けました。当該アドバイザー契約において、同契約に基づく報酬としてMBKに本新株予約権を割り当てることとされております。

なお、MBKは、大阪証券取引所市場第2部上場の企業であります。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は以下であります。

マーチャント・バンカーズ株式会社：443,000株

e. 株券等の保有方針

当社は新株予約権の割当予定先であるM B Kから、本件アドバイザー業務に対する報酬として、かつ当社と孫氏および伍氏という事業パートナーとの業務提携を今後とも支援していく立場から、また、当社の財務基盤の強化に資するためにこの新株予約権を引き受けたい旨表明を受け、割当いたしました。当社はM B Kの株式保有方針については、市場動向を勘案しながら総合的に判断してこれを行行使し、当該新株予約権行使により取得した当社株式については、その50%を目途に少なくとも2年間は保有する方針である旨の意思表明を受けております。

また、当社は、各割当予定先より、新株式及び新株予約権の割当日(平成22年8月19日)より2年間において、新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することにつき、内諾を受けております。

なお、当社役員及び関係者とM B Kは、株券貸借に関する契約等は締結しておらず、今後についても、M B Kと当該契約等を締結する予定はございません。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、M B Kについて、払い込むべき資金全額を含む相当の資金がM B K名義の金融機関預金口座にあることを、当該金融機関より発行された残高証明書をもって確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主、割当予定先の親会社及び子会社が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを、外部の第三者専門機関である株式会社中央情報センター(大阪府大阪市天王寺区生玉前町1-26情報センタービル)に委託し確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の募集要項、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の価格変動性(ボラティリティ)等を考慮し、オプションの一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社経営者から独立した専門の第三者機関である株式会社ブルー・タス・コンサルティング(東京都港区)が算定した金額をそのまま採用し、本新株予約権1個当たりの発行価額を金2,687円と致しました。

なお、本新株予約権の募集要項においては、新株予約権の行使に際して払込みをすべき当社普通株式1株当たりの金額(行使価額)を139円とし、上記発行価額の算定にあたっては当該行使価額の金額がその基礎とされております。新株予約権の行使価格は、当該第三者割当増資に係る取締役会発行決議の前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値である152円を基準とし、割当予定先との協議を経て、1株139円(ディスカウント率8.55%)といたしました。

なお、以下の表記載のとおり、本第三者割当増資に係る取締役会決議の前日までの1か月間(平成22年7月3日から平成22年8月2日)の平均値に対して6.27%のディスカウント率、3か月間(平成22年5月3日から平成22年8月2日)の平均値に対して6.24%のディスカウント率、6か月間(平成22年2月3日から平成22年8月2日)の平均値に対して0.75%のプレミアム率となっております。

平成22年8月2日の終値及び過去の各期間の終値平均並びに新株予約権行使価額との乖離率

新株予約権行使価額	平成22年8月2日終値	1か月平均	3か月平均	6か月平均
139.00円	152円	148.30円	148.26円	137.97円
	8.55%	6.27%	6.24%	0.75%

(注) 上記の乖離率で正の表示はプレミアム率、負の表示はディスカウント率となっております。

(2) 本新株予約権発行が有利発行に該当しないと判断した理由及び判断の経過

本新株予約権の発行価額は、確立されたオプション評価理論に基づき、かつ当社経営者から独立した専門の第三者機関により算出されたものであり、公正な価額であると考えられます。また、本第三者割当増資により株式の希薄化は生じますが、当社の将来にむけた成長戦略に欠かせないものであり、海外出店および国内での製品の内製化、新規事業の開始は当社の将来の成長に影響を与えるものと判断しております。本新株予約権行使価格の139円は、上表にも示すように、当該増資に係る取締役会決議の直前営業日までの1か月間、3か月間、6か月間の平均値、また直前営業日の終値のいずれに対しても10%以上の乖離をしておらず、既存株主への影響も含め合理性を有し、有利発行には当たらないと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権発行による新株予約権の目的である株式の総数443,000株に、A S Lに割り当てる新株式の総数2,302,000株及びB G Lに割り当てる新株式の総数575,000株を合わせた3,320,000株に係る議決権数は3,320個となり、当社の総議決権数13,655個(平成22年3月31日時点、以下同様です。)に占める割合が24.31%と25%以上とならないこと、また、本第三者割当増資等による1社当たりのシェアは、A S Lの13.56%が最大であり、新株発行および新株予約権の発行により支配株主が出現しないことから、今回の第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当致しません。なお、上記の希薄化率の算定は、本新株予約権が全て行使された場合を想定しております。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本第三者割当増資後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社CEREBRUM	東京都千代田区六番町13-502	1,780	13.04	1,780	12.63
株式会社ホックク(自己 株式)	東京都中央区日本橋人形町三丁目 11-10	1,200	-	1,200	-
青池 保	東京都大田区中央五丁目6-12	1,138	8.33	1,138	8.07
クレアフーズ株式会社	東京都千代田区六番町13-502	740	5.42	740	5.25
ホックク豊栄会	東京都中央区日本橋人形町三丁目 11-10	617	4.52	617	4.38
株式会社ソリューション	大阪府吹田市江坂町一丁目23-43	560	4.10	560	3.97
青池 英子	東京都大田区中央五丁目6-12	542	3.97	542	3.84
青池 房子	千葉県習志野市香澄三丁目14-7	494	3.62	542	3.50
株式会社堀内	福岡県久留米市東合川一丁目6-3	468	3.43	542	3.32
マーチャント・バンカー ズ株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番 1号 帝国ホテルタワー	-	-	443	3.14
計	-	6,339	46.42	6,781	48.10

(注) 1. 平成22年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当て後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年3月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的である株式443,000株を加えて算定しております。

(参考)本第三者割当増資等(新株の発行および新株予約権の行使)後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
Able Success Limited	英領ケイマン諸島 グランドケイ マンKY1-1112 ジョージタウン ス コティアセンター4階 私書箱 2804 オフショア インコーポレー ションズ(ケイマン)リミテッド	-	-	2,302	13.56%
株式会社CEREBRUM	東京都千代田区六番町13-502	1,780	13.04%	1,780	10.49%
株式会社ホックク(自己 株式)	東京都中央区日本橋人形町三丁目 11-10	1,200	-	1,200	-
青池 保	東京都大田区中央五丁目6-12	1,138	8.33%	1,138	6.70%
クレアフーズ株式会社	東京都千代田区六番町13-502	740	5.42%	740	4.36%
ホックク豊栄会	東京都中央区日本橋人形町三丁目 11-10	617	4.52%	617	3.63%
Best Goal Limited	英領ケイマン諸島 グランドケイ マンKY1-1112 ジョージタウン ス コティアセンター4階 私書箱 2804 オフショア インコーポレー ションズ(ケイマン)リミテッド	-	-	575	3.39%
株式会社ソリューション	大阪府吹田市江坂町一丁目23-43	560	4.10%	560	3.30%
青池 英子	東京都大田区中央五丁目6-12	542	3.97%	542	3.19%
青池 房子	千葉県習志野市香澄三丁目14-7	494	3.62%	542	2.91%
株式会社堀内	福岡県久留米市東合川一丁目6-3	468	3.43%	542	2.76%
マーチャント・バンカー ズ株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番 1号 帝国ホテルタワー	-	-	443	2.61%
計	-	6,339	46.58%	9,617	56.90%

(注)1.平成22年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2.割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年3月31日現在の発行済株式総数に、本第三者割当増資により発行される株式の総数2,877,000株及び本新株予約権の目的である株式443,000株を合わせた3,320,000株を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第42期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成22年8月3日)までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成22年8月3日)現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成22年8月3日)現在において当社が判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(6)略

(7) 株式価値の希薄化に関わるリスク

当社は、生産の内製化および新規事業のための設備資金及び中国を含む東アジア地域への進出のための事業資金を確保するため、平成22年8月3日開催の当社取締役会において、Able Success Limited及びBest Goal Limitedを割当予定先とする新株式の発行並びにマーチャント・バンカーズ株式会社を割当予定先とする第2回新株予約権の発行を決議致しました。Able Success Limitedに割り当てる株式の総数は2,302,000株であり、Best Goal Limitedに割り当てる株式の総数は575,000株です。また、マーチャント・バンカーズ株式会社に割り当てる第2回新株予約権の目的である株式の総数は443,000株となっております(3社総計3,320,000株)。当該新株式及び新株予約権の発行によって増加する議決権数は3,320個となり、当社の既存株主の保有する株式につき相応の希薄化が生じることとなります。

しかし、上記新株式及び新株予約権の発行によって生じる希薄化率は、24.31%であり、25.0%未満となります(増加する議決権数3,320個/当該新株発行及び新株予約権発行前の当社の総議決権数13,655個(平成22年3月31日現在))。また、上記新株式及び新株予約権の発行は、支配株主の異動を伴うものではないことから、上記新株式及び新株予約権の発行においては、大阪証券取引所の定める上場規則に定める、経営陣から独立した第三者の「大規模な第三者割当の必要性及び相当性」に関する意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(8) 資金調達に関わるリスク

当社は平成22年8月3日開催の当社取締役会において、設備資金及び中国を含む東アジア地域への進出のための事業資金の確保を目的として、Able Success Limited及びBest Goal Limitedを割当予定先とする新株式の発行並びにマーチャント・バンカーズ株式会社を割当予定先とする第2回新株予約権の発行を決議致しましたが、当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、金融機関等からの融資をもってその資金需要に充てる可能性があります。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成22年8月3日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

[平成22年6月29日提出臨時報告書]

1. 提出理由

平成22年6月25日開催の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会開催の年月日

平成22年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当金に関する事項

(1) 当社普通株式1株につき金1.5円 総額20,489,970円

(2) 効力発生日 平成22年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして目的事項の追加を行なうものであります。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、長澤宏治、大浦真里枝、的場順三の3氏を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成21年10月31日をもって一身上の都合により辞任された取締役佐々木忠廣氏および平成22年5月31日をもって一身上の都合により辞任された取締役曾根敏信氏に対し、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	7,947	105	0	(注)1	可決(98.70%)
第2号議案 定款一部変更の件	8,002	50	0	(注)2	可決(99.38%)
第3号議案 取締役3名選任の件					
長澤 宏治	7,947	105	0	(注)1	可決(98.70%)
大浦 真里枝	7,934	118	0		可決(98.53%)
的場 順三	7,914	138	0		可決(98.29%)
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	7,851	201	0	(注)1	可決(97.50%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月29日

株式会社ホックコ
取締役会 御中

新創監査法人

指定社員 公認会計士 柳 澤 義 一
業務執行社員指定社員 公認会計士 坂 下 貴 之
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホックコの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホックコ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月30日開催の取締役会において、株式会社グルメパークの事業の一部譲受けを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月22日開催の取締役会において、第7回無担保社債、第8回無担保社債及び第9回無担保社債の発行を決議した。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホックコの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ホックコが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されている重要な欠陥のある新規の非定型取引、固定資産の減損会計及び税効果会計に係る業務プロセス、並びに、連結決算、開示及び連結子会社における一連のプロセスについて、必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月28日

株式会社ホックコ
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 小林 和 夫

指定社員
業務執行社員

公認会計士 野 村 聡

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホックコの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホックコ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は社債発行費について、従来、支出時に営業外費用の「社債発行費」として全額費用処理していたが、当連結会計年度より繰延資産に計上し社債の償還までの期間にわたり定額法により償却する方法に変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホックコの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ホックコが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 内部統制報告書に記載されている重要な欠陥のあるFC事業、直営店事業、海外事業の各業務プロセス及び決算・財務報告プロセスで処理される取引に対しては会社による再検証が行われ、その結果特定した必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。
- 会社は、内部統制報告書に記載のとおり、平成22年3月1日付けの株式取得により連結子会社となった東洋商事株式会社及び株式会社ニッカ食品の財務報告に係る内部統制について、株式の取得が会社の事業年度末日の直前に行われたため、やむを得ない事情により十分な評価手続を実施できなかったとして、期末日現在の内部統制評価から除外している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

株式会社ホック
取締役会 御中

新創監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柳 澤 義 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 下 貴 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホックの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホックの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月30日開催の取締役会において、株式会社グルメパークの事業の一部譲受けを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月22日開催の取締役会において、第7回無担保社債、第8回無担保社債及び第9回無担保社債の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

株式会社ホックク
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 和 夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野 村 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホッククの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホッククの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計処理方法の変更」に記載されているとおり、会社は社債発行費について、従来、支出時に営業外費用の「社債発行費」として全額費用処理していたが、当事業年度より繰延資産に計上し社債の償還までの期間にわたり定額法により償却する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。